

令和 7 年度第 3 回千葉市男女共同参画審議会 議事録

千葉市 市民局 生活文化スポーツ部 男女共同参画課

1 日時

令和 8 年 1 月 9 日（金）10 時 00 分～12 時 00 分

2 会場

千葉市役所高層棟 2 階 XL 会議室 203

3 出席者

（委員）

石井委員、小川委員、川島委員、木村委員、鈴木委員、小幡委員、高梨委員、本村委員、荻野委員、田中委員、渡辺委員

〈欠席：久保田委員、清水委員、古沢委員、若狭委員〉

（事務局）

堺生活文化スポーツ部長、山下男女共同参画課長、平林男女共同参画課長補佐、男女共同参画課主任主事、宇野こども家庭支援課長、こども家庭支援課主任保健師、男女共同参画センター主査

4 議題

- (1) 第 5 次千葉市男女共同参画ハーモニープランの年次報告
- (2) 第 3 次千葉市 DV 防止・被害者支援基本計画の進捗状況

5 議事の概要

(1) 第 5 次千葉市男女共同参画ハーモニープランの年次報告

第 5 次千葉市男女共同参画ハーモニープランの年次報告について、説明及び意見交換を行った。

(2) 第 3 次千葉市 DV 防止・被害者支援基本計画の進捗状況

第 3 次千葉市 DV 防止・被害者支援基本計画の進捗状況について、説明及び意見聴取を行った。

6 会議経過（発言）（○…委員、△…事務局）

- （1）開会
- （2）欠席委員の報告
- （3）生活文化スポーツ部長挨拶
- （4）【議題1】第5次千葉市男女共同参画ハーモニープランの年次報告

△山下男女共同参画課長 <事務局説明>

○小川会長

この報告書を拝見し、改めて非常に多岐な分野に渡って事業が展開されており、すばらしいと思った。また、様々な課が担当しており、まさにジェンダー主流化の理念に沿って、様々な事業でジェンダー主流化が行われているということを理解した。

そして、できた部分やできなかった部分があり、様々な課題等があると思う。全体としては、最終目標を達成している項目が1つ、最終目標は達成していないが数値が改善したのが6項目、数値が悪化したのが7項目で、数値が悪化した項目についてはどのような改善点があるか、また数値が改善した項目についてさらにそれを伸ばしていくためにはどのような政策があるか、委員の皆様からご意見をいただければと思う。

○小幡委員

連合千葉から働く者代表という形で推薦されている。働く者の中でも小学校の教諭をやっている。報告の中に学校についてのものがあり、気になったので発言させていただきたい。

指標に「中学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合」と「小学校の校長・教頭に占める女性の割合」があり、中学校は昨年より数値が改善しており、とてもよいと思う。

前提として、児童生徒の男女の割合はおおよそ均等なので、指導する人、管理職も管理職でない人も、できるだけ男性ばかり女性ばかりでなく様々な方が学校の中で指導者としている方が望ましいと私は思う。

「中学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合」の令和6年度の数値の19.3%だけでは、中学校の管理職の人は少なく見えると思う。前提として、中学校は管理職だけでなく、職員に男性が多い。中学校時代を思い出していただくと小学校は女性の先生がたくさんいたが、中学校へ行くと男性の先生ばかりだったのではないか。

管理職の女性の割合を伸ばすこともとても大切だが、そこだけに注目しても、全体の職員に男性が多く、女性管理職の伸びには限界があると思う。

したがって、女性にも選んでいただける、女性が働きやすい職場にしていき、職員の構成が男女同じぐらいを目指していくことが、女性管理職の比率のアップにも繋が

っていくと思う。よって、この観点を踏まえた数値アップを目指していただきたい。

○小川会長

今の発言はすべての分野においてあてはまる。市の職員や他の場面においてもそうだが、母数が問題でその構成比をどうするかということだ。女性で教育に携わっている方は多いが、高等教育になるに従い少なくなるという顕著な傾向が見られるので、これは全体の課題として考えていかないといけない。

○木村委員

今の話を聞いて、自分自身のことを思い出した。

私は中学校の教育実習に行ったが、私とその中学校の先生になれば、家のことができない、結婚できないと感じた。今から 20 年前の話だ。環境もあるが、そのとき私は、女性が全部やらなきゃいけないと思った。

今、学校の環境は変わってきているとは思うが、教育実習の際に私が自分にはできないと思ったのは、男女の役割という固定概念やすり込みが自分の中にあったからだ。そのため教員になることを選択肢から外した。このことはすべてのことに繋がっているということを、小幡委員の話を聞き思い出した。

○小川会長

重要なお指摘である。

小学校に比べると中学校の先生の方が、事業負荷や事務負担が多いということか。

○小幡委員

私は小学校の教員であるので、中学校の状況は知人からの話となる。

一番大きな違いは部活動だ。部活動のガイドラインができ、土日両日はやらない、週の何日かは実施しない日がある学校が出てきている。また、部活動の地域展開という形で、休日の部活動は地域へ移行、展開していく流れになっている。

しかし、昔は毎日部活をやり、土日は両方部活の練習試合で大会だということがあり、今おっしゃったようなところがあった。負担の差はそこだと思う。

今、休日の部活動の地域展開で流れは変わりつつあると思う。昔と比べて負担の差は減っているが、途中の段階だと思う。

○小川会長

よく理解できた。

管理職は、相当の年齢に達していないと、経験もないということになるので、施策を変えてもそこに至るまで時間がかかるということもあると思う。重要な指摘をいた

だいた。

○田中委員

私は男女共同参画センターを頻繁に利用している。

資料1の72ページの「指標4-3 男女共同参画センター講座受講者数」が、コロナの前の平成29年度は2,872人だったが、コロナ以降は1,000人前後で半減している。また、資料1の75ページの「図表4-3 男女共同参画センター図書貸し出し冊数の推移（千葉市）」も半減している。

来館者数が少なければ受講者数や貸出数が少ないことも理解できるが、過去にそれだけ実績を出していたことから、もう一度出せるのではないか。文言として、普及、推進、啓発などインパクトがない。企業ではないので利益を追求するわけではないが、普及、推進、啓発といった言葉でなく、参画センターとして挑戦をしてもよいのではないか。例えば民間でいう広告、参画センターでいえば告知という言葉になるかと思うが、人を引きつけるインパクトのある大胆な挑戦が、告知の中で1つ必要ではないか。

○小川会長

SNSの時代に入りどうやって若い世代を取り込めるのか。また、SNSを使っていない世代に対してどうアプローチしていくのか、とても悩ましいと思うが、事務局からいかがか。

△山下男女共同参画課長

資料1の75ページの「図表4-2 男女共同参画センター利用者数の推移（千葉市）」にあるように、利用者数の推移としては人数が増えている状況だ。しかし、ご指摘のように、資料1の72ページの「指標4-3 男女共同参画センター講座受講者数」はコロナ前に比べて少ない。また、資料1の75ページの「図表4-3 男女共同参画センター図書貸し出し冊数の推移（千葉市）」も少ない。

これは、来館をして対面で講座に参加する、あるいは書籍をリアルで読むという習慣が、コロナ禍や他の社会情勢の影響で変わっているという影響もあると思う。男女共同参画センターで、必ずしも対面講座で開催するのではなく他の方法で頑張ってもらい、あるいは広報なども頑張っていきたい。工夫はしつつも、社会の行動のあり方が変わってきていることも踏まえ、どのようにすべきかということを検討していきたい。

△斉藤男女共同参画センター主査

男女共同参画センターで行っている事業のコロナ前とコロナ後の大きな違いの1つ

は、コロナ前には小学校・中学校・高校へ出向き、デートDVの講座などもしていたことだ。1学年全体に対する講座などを開催していたので、この人数の違いもある。

コロナの間は、学校外の人間が小学校・中学校・高校へ訪問すること自体が難しくなった。また最近、小中学校で、総合学習における生命の安全教育などの普及があり、その中でデートDVや関連の講座が学校の授業の中でも取り入れられ、男女共同参画センターが出向いて行う講座が必要なくなり受講生の数が減っていると考えている。

また参画センターでは、一方通行の講座だけではなく、参加者同士のグループワークをあらゆる講座で取り入れている。これにより、今までひとつの講座で30人、40人あった定員を少なくして、参加者同士がグループワークで話し合うという講座の形をとることが多くなり、定員を減らしていることも原因にある。

田中委員がおっしゃった、告知に関することや、出向いていく講座など、挑戦をしたいことは多くある。

今少しずつではあるが、遅ればせながらインスタグラムでの告知などを始めた。若い世代の方々へのアプローチなども、今後継続していきたいと考えている。

○小川会長

総合学習の時間において生命の安全教育は、男女共同参画センターではなく別の方が担当されるようになったのか。

△齊藤男女共同参画センター主査

これまでは、保健の先生や男女共同参画センターと連携をさせていただかないと、そういった授業ができなかった部分がある。しかし、今はカリキュラムの中に取り入れられるようになり、教材もある。指導要領が確立されたので、外部から講師を呼ばなくても、そういった授業がなされていると思われる。

今まで男女共同参画センターで実施していたところに声をかけていただくことや、また別の団体、当事者団体を講師の先生として呼びになったりするなどもあり、授業にあることで、呼びやすくなったのではないか。

○小川会長

コロナ禍における行動変容や、講座のあり方そのものが変わったということかと思うが、やはり小中高、学校教育との連携や図書館との連携は継続するような体制が組めると良いと思う。小幡委員から、学校教育との連携ということで意見はあるか。

○小幡委員

生命の安全教育は、以前は専門的な方が学校に来て出張授業という形で教えるのがメインだったが、今は学校の担任や養護教諭が連携して、学校の中でやるというカリ

キュラムがすでにある。それを行う時期や、1回教えたからもう終わりました、もうみんなわかりました、ということではない。

授業でもやるが、日々の生活の中でも指導していく、学校の中にいる教諭、担任が指導できることという継続性が重要だ。

ただ、大きな課題感を持っている学校や、それが顕著なクラス、子どもたちの実態がある場合は、外部と連携し、さらに強化した取り組みを実施していくのがよいと思っている。

○木村委員

私が所属する NPO でも、DV 講座を実施している。呼ばれて講座を実施することもあるが、今、内閣府で DV に関する動画やスライドを作成しており、学校でこれを用いて講座を実施して、学校の先生方は今後それを生かして実施するというオファーもある。呼ばれて講座をすれば、例えば生徒の中に家庭の中で暴力があると、リーフレットや相談の紙を渡して、相談があるということも聞く。

外部団体が実施するメリットもあるが、先生自身に学んでいただいて実施することも日常生活の中で気がついていない加害性に気づいて、子ども同士が関わりの中でうまくいかなかったときに先生がそこを指導する。そのようなわかりやすいものが内閣府から降りてきたということもあると思う。

○小川会長

そういったリソースをどこまで十分活用できているかというところで、社会に余裕がなくなってくる中で、本当に貴重な活動をしていただき感謝申し上げる。

「Gender based violence (ジェンダーに基づく暴力)」やそういった問題について、例えば企業でもハラスメント研修をされておられるかと思うが、企業の中でのハラスメントがあると、人権が侵害される上に、組織が壊れてしまうという重大なリスクがあると思う。

本村委員から、企業でのハラスメント対応ということで、男女共同参画センターあるいは民間団体と連携していく可能性はあるか伺いたい。

○本村委員

今、会長が言ったとおり、私が所属する千葉県経営者協会も県内の企業に対してハラスメントの研修講習を開催しており、ハラスメント対策の重要性について、周知・教育の活動を行っている。私自身も企業にいたが、一般的に企業としても社内でハラスメント研修は実施していると思う。ハラスメントに関してはまさに問題で、もう避けて通れる道ではないと思う。

先ほどの教育の話、学校で出張事業という話だが、子どもたちに対して、あるいは

小中学校、若い世代に対して教育をしていく、ということが中心の施策である。今働いている、成人している人たちへのハラスメント対策は、企業対応のみで十分なのか。

小中学校に出向いて授業を行うという長い時間軸での教育は理解できるが、目先の状況はどうやって改善していくのだろうか。見えなかったなので、教えていただきたい。

△山下男女共同参画課長

ハラスメント対策、それから先ほど説明したデートDVについてお答えする。

自分が被害者や加害者になることを防止する意味、気づきという意味もあるが、確かに若い世代からしっかり意識をつけるということだけではなく、まさに今起こっていることに気づいてもらう。自分が加害者や被害者になることがないようにという意味で、将来を見据えているが、今の被害を防止するという観点も含めている。

先ほど会長が言ったのは、それを含めて幅広いハラスメントという意味で言ったということではよろしいか。

○小川会長

その通りである。

様々な世代において起こる問題であり、家庭においても職場においても起こる問題で、家庭における問題はなかなか見えにくいのが、職場における問題は本当に組織経営に関わる問題として、企業としても適切に対応すべきことである。

学校教育の方の現状については今わかったが、企業との連携というところで研修をすとか、管理職の方たちがどこまでそれに対してきちんと対応できるかということ、この問題を解決できるか分かれ目になるので、ここの連携が進むといいということで意見を伺った。

△山下男女共同参画課長

ハラスメントの防止という意味では、例えば今の状況では、細かく1つ1つのハラスメントの防止という枠組みや対策がなかなかできていないところで、幅広く人権侵害の防止という観点で行っている。

市役所の中では、他の自治体でかなり広がっているカスタマーハラスメントが深刻な被害になっているので、防止ができないか検討している。これからになるが、市が率先して対応を行い、それぞれの事業者にも参考にしてもらい、そういったことを今後検討していく。

○小川会長

非常に大事な取り組みである。

くるみん認定やえるぼし認定が伸びてるところからわかる通り、行政の果たす

役割として非常に重要だと感じた。

○高梨委員

資料 1 の 15 ページ、事業No.13101「地域活動団体における女性役員の就任促進」について、私の所属する千葉商工会議所女性会もそうだが、未だに女性部、女性会等の団体が多い。女性だけの奉仕活動や、同様な団体が国際的にも多く、例えば「千葉商工会議所」だと親会があり、その傘下にいろいろな部会や委員会があり、それと同様に女性会や青年部もあるが母体に女性が少ないことも課題であり、女性の役員もごくわずかである。

事業No.13101「地域活動団体における女性役員の就任促進」の C 評価になっている理由に記載の「女性役員の割合」の母数は何団体か。これが見えないので教えていただきたい。地域活動団体、町内会、まちづくり推進協議会など、どういう団体が入っているのか。どのように女性役員の割合が出てくるのか、気になった。

女性団体や、先ほどからも話題に出ている母体の数によって役員の数という部分もある。これは、あらゆるところに関わると思われるが、これをどのように魅力的に参加していただき母体を増やしていくかも検討すべき課題だと思われた。

△山下男女共同参画課長

資料 1 の 15 ページ、事業No.13101「地域活動団体における女性役員の就任促進」のうち 2 行目の部分で、これがどの団体を指しているのかという質問であったと思うが、これは町内自治会を指している。町内自治会の女性の役員の割合が下がっている状況である。資料内には明確に書いておらず申し訳ない。

高梨委員がおっしゃる通り、本来であればどの団体も団体の中で男性、女性のそれぞれ役員割合が半々になっていくのが理想であると思うが、多くの団体で、女性部のように、女性のグループができているというのは、女性の意見がなかなか取り入れられていないという現状がある。それを取り入れて自分たちの意見を作っていく、反映させていくために作られてるグループであると考えている。将来的にはそういったものが必要のないような状況になっていくことが一番理想の社会だと思っている。ただ、そこまで一足飛びに行くことはできないので、そのグループの中で活発に活動して、その中からさらに役員の方が増えていくという状況になってくるといいと思うが、なかなかそこまで至っていない状況であると思う。

そういったことも、いろいろ工夫をして啓発や周知などをしていきたい。なかなか具体的にどのようにするのが一番いいのか、今のところ具体的なアイデアはないが、しっかり検討していきたい。

○小川会長

女性団体というつながりで、渡辺委員からもご意見を伺いたい。

○渡辺委員

私が所属する「千葉市女性団体連絡会」は女性団体で女性だけで集まってこうしていこうああしていこうと活動している。

今、町内会における女性を増やす、災害時における女性の活躍ということに力を入れている勉強している。ここ数年、大きい地震が実際に来ているし、その中で避難したときにどうするのか。そうなる問題が非常に多い。女性がいないために女性の苦しみや思いが通らない。

勉強していくことで、改善は大分されているが、資料1の7ページの進捗管理表の「町内自治会役員に占める女性の割合」が少ない。それに対応して、同15ページの事業No.13101「地域活動団体における女性役員の就任促進」についてこれからも行っていただけるのだろうが、一般に対してではなく、町内会を通して力を入れていきたい。

一般公募的にすると、一般の人は町内会まで入っていけない。だから、町内会を通しての啓発、そういう働きかけをしていけば、災害時には地域の中の助けになる。女性の話がきちんと耳に入って、女性の立場で災害を乗り越えていこうということができるのではないかと思っている。

○小川会長

今言われた防災、災害時におけるジェンダーの問題というのは非常に大きな問題で、これまでも災害が繰り返されるたびに指摘をされていた。女性固有のニーズに対応できていない。結局、避難所を仕切る人たちが誰なのかということによって物資が届かないという問題がある。あるいは被災した方たちの構成比は地方においては特に高齢女性のひとり暮らしが多いということがある。

千葉がどうなのかわからないが、高齢女性が女性の貧困の問題と結びついており、被災した方たちの中に優位に女性比率が高いというデータもある。

ジェンダーの問題は緊急時により先鋭化して現れるので、担当課は違うが、災害とジェンダーの問題は、いま災害が増えているだけに考えなければいけない問題だと思う。

○荻野委員

当事者として、LGBTに関する箇所注目し、数値等を確認した。

資料1の7ページの進捗管理表の「学校や職場内の人、LGBT（性的少数者）だった場合、これまでと変わりなく接することができると思う人の割合」が、計画当初

から現状にかけて減少した。できると思えない人が増えたのか減ったのかという点はあるが、SOGIという概念があり、それを知ってもらう機会を、より増やしていくことが必要になると考える。

SOGIという言葉は、2000年代の国連の会議等で使用され始めた言葉であり、性的指向・性自認という意味である。これを噛み砕くと、どう生きていくのか、誰と生きていくのか、と解釈できると思っている。身体的性については、疾患がありこれに含まれない人もいると思うが男性・女性があり、また自分自身も含め、セクシュアリティは誰にでもあるもの、あてはまるものであるという点を、より広げ知ってもらうと、LGBTであるからという理由で変わりなく接することができると思うのではなく、誰にでもある当たり前の要素であることを知ってもらうことで、数値の改善にもつながると思う。

また、同性婚について、当事者の視点では、同性婚を認めてほしいという要望はもちろんあるが、それだけではなく、婚姻関係が結べないことによる困り事があり、これが解消できるのであれば、手法や手段は問わないと私は考えている。法的に包括できない部分をパートナーシップ制度等で守る自治体が増えていくこと、それがネットワーク加入等により増えていることは良い点である。今後も、誰もが生きやすく、住みやすい社会にしていければいいと考えている。

○小川会長

私もここはどうして下がったのかと思っていた。これは、学校現場においても会社においても深刻な問題であり、社会の理解を進める必要がある分野である。学校現場では、教材等でLGBTQの問題を取り上げつつある状況であるのか。小幡委員に伺いたい。

○小幡委員

学校でも取り扱うことは多くなっている。

学習では、命の教育の中にもそのような部分があり、道徳の授業の中にもある。学校生活でも、多目的トイレが学校にできたという話がある。制服についても、男女を問わない制服を作っている中学校があり、男女どちらでもというところもある。理解は広まっていると考えている。

個人としての見解であるが、子どもたちの方が、大人の社会よりも、そうしたことに慣れており、違和感なく生活しているのではないかと。差別感は少ない子が多いという印象がある。そういう面では教育が広がりつつあり、良いことだと思う。

○小川会長

私も学生と話していて同様の印象がある。学生は抵抗がなく、同性婚にも賛成が多

い。なんで反対するのかわからないと言われるぐらいだ。世代により価値観が大きく異なることを実感する。一方で、数値が下がっている点について、効果的な方法はあるのか。

△山下男女共同参画課長

数値が下がった点は当方としても気にしている。アンケートは毎回対象が異なり、無作為抽出である。年代等も確認したが、明確な理由は分からない。

したがって、数値を高めるには周知啓発に尽きると考える。仮説はいろいろありうるが、認知度が上がったことにより、自分事として考える人が増えた過渡期的影響があると考えている。引き続き周知啓発に努めたい。

○荻野委員

ニュース等で私が見る限り、認知度が上がっている点は指摘のとおりであると考え

る。マイノリティの声が取り上げられるようになったことにより、多数派の意見も取り上げてほしい、多数派の意見を見無視するのか、といった反応がニュースのコメントなどで見られる。どちらの意見が良い・悪いということではなく、議論を行った上で最適解を探していくことが進むべき道であるという点を皆がわかれば、スムーズにいろいろなことが進むのではないかと考える。

○小川会長

性暴力、望まない妊娠等、若い世代の性の問題について、川島委員に意見を求めたい。

○川島委員

千葉県だけではなく、小学校・中学校・高校に思春期教室や思春期講座として何

っている。深刻な事案も多く、個別相談も受ける。セクシュアリティについては、性の問題という切り口ではなく、荻野委員が SOGI の概念を出したが、これだと考える。セクシュアリティはとても大切に学ぶべきものであり、リスクとしてではなく人権として捉え、語り続けなければならない内容である。

学校側から、中学 1 年生で性的な行動があったため急いで講座を実施してほしい、といった依頼があるが違和感がある。命の安全教育について小幡委員から発言があったとおり、カリキュラムの中にある点は安心しているが、学校によって差が大きい。熱心な校長がいる学校とそうでない学校で差がある。セクシュアリティは当たり前

に学ぶべきことであり、世界には基準があるためそれに則って進めたいが、文科省がそ

のように明言していないことから命の安全教育として取り組んでいけるとよい。

女性の健康について、男女共同参画課が丁寧に講座を実施しているが、参加人数が少ない。個別の健康相談を私が所属する千葉県助産師会で受けているが、一般的知識の集団指導と個別指導が組み合わせると効果が高い。これを増やしたいが、講座に行くきっかけがない、仕事が大変で難しいということがある。職場で受けられる講座があればよいと思う。

例えば、資料1の12ページにある事業No.11202「女性活躍推進アドバイザー派遣」について、派遣が1社3回でC評価であったが、会社への派遣事業で、健康、特に女性の健康について広報できないか。健康な状態の仕事のパフォーマンスを10とすると月経や更年期時には5ぐらいになる。女性自身もこれを理解しなければならない。したがって、会社の派遣事業を健康や暴力も含めて広報やそれ以外に考えられないか。

△山下男女共同参画課長

資料1の12ページにある事業No.11202「女性活躍推進アドバイザー派遣」は、えらぼし認定及び一般事業主行動計画の策定をお願いする観点で行っている。それを広げたいという意見は理解できる。市には女性を含めた健康分野を所管する部署があり、枠組みとして可能であれば有効であると考えますが、検討が必要である。意見を参考にさせていただきたい。

○小川会長

本村委員に、企業における女性の健康への取組について意見を伺いたい。通常健康診断やがん検診等を超えて、月経や更年期といった女性特有の健康課題がある。職員・社員向け講座の実施や管理職の理解を深めることなど含め、企業としての取組が考えられるか。

○本村委員

女性の健康にフォーカスした取組みについて、私の記憶の範囲ではあまりない。

ただし、女性にフォーカスではなく、健康経営という言葉が注目されており、従業員一人ひとりが性別を問わず健康診断・人間ドックを必ず受けることは励行されているのが現状である。

女性特有の健康課題については、今後検討すべきだと思う。

○小川会長

シングル家庭に関する事項も資料1で取り上げられており、7ページの「第5次ハーモニープラン指標進捗管理表」の「ひとり親家庭の母又は父が就職に役立つ資格取得後等に就職につながった人数」では就業につながらなかった例も記載されている。

これについて、石井委員に意見を求めたい。

○石井委員

難しい問題が多々ある。ひとり親でも力があり、良い就職先に就く人がいる一方、相談に来る人、困っている人は千葉市に限らず、心理的に不安定であったり、離婚に至る過程でDVがあったり、そうではなくても長期間の苦しんでいる方は鬱傾向がある。

また、母親または子どもが発達障害を持っているなど、何らかの問題を抱える人が相談に来る。したがって、就職支援は、講座を受けたことによりスキルが少し付けば就職できるということとは違うと、常を感じている。

心理士による支援を希望する人もいるが、1回受けたから治るものではなく、心理的支援には時間と費用がかかる。その中でも私は自立を目指してもらいたいと考えている。

東京都ではソーシャルファームというものを開始しており、福祉的な雇用とは異なる形で、問題を抱える人が働くことのできるよう企業が積極的に取り組むもので、参加企業が増えつつある。イタリア発祥のようだが詳しくはない。

自立的な経済活動と社会参加を推進する企業を増やす受け皿づくりに力を入れないと、ひとり親や、資料1の19ページ事業No.23201「女性のためのつながりサポート事業」の貧困、困難、孤立といった女性支援に共通するところの支援は進まないと感じている。

○小川会長

どうやったら進むだろうか。結局はリソースの問題になってしまうのかもしれないが、提案やこう改善すれば少し状況がよくなるなど、何かあればご意見伺いたい。

○石井委員

心理的な支援を受けたいという要望が多いのは事実だ。お金や時間がかかるが、やはりそういったことをやると、それを頼って来る方が多いので、もっと心が回復していく。もちろん、並行してスキルも身につけていただき、就職できるといい。

しかし、それ以外に、今申し上げたように、この方は少し鬱傾向にあるが短時間労働でと、障害者支援とはまた違った視点で企業が理解して、一緒に少しずつ働き方を良くしていこうという取り組みが進むといい。えるぼし認定など認定はいろいろあるが、そこは違う、私のイメージではソーシャルファームのような取り組みが千葉市の方でもう少し進むと、よくなるのではないかと思っている。

○小川会長

鈴木委員は、千葉県の弁護士会の方でご活動されている。弁護士会は法テラスなどがあり、比較的、経済的に大変な状況の方たちがアクセスしやすい仕組みを作っておられるかと思う。

資料1をみて、ここを改善すれば、よりジェンダー平等が実現する、あるいはその女性をもっと司法にアクセスできる、あるいはLGBTQの権利が守られるといった、改善策や提案があったら伺いたい。

○鈴木委員

法テラスに来る方は、女性も男性もいるが、女性を切り出した場合、女性特有で困っているという方と、男女を問わない形での問題を持っている人がいる。法テラスは、最低賃金も上がっており普通に働くと基準を超えてしまう。例えば職場で問題があり、解雇されて収入がなくなる状態であれば法テラスにかかれるが、それ以前の状態、ハラスメントを受けている場合は基準を超えてしまい、法テラスにアクセスするのは難しいという状況になっている。

したがって、来る方で多いのは、DVで離婚を考えているという方が多い。やはり子どもを抱えて家を出ざるをえない、そうすると職場にもいけない、仕事もやめざるを得なかったという方が、法テラスにアクセスすることが多くなる。

派生的な問題としては、支払いが回らなくなることがある。今はカードを簡単につくることができ、いろいろなショッピングセンターで作る方が多いので、多重債務に陥りやすい。そこから再出発するにあたって自己破産を選ぶかというところだが、そこで問題になりやすいのが、スマートフォンの本体代金が上がっていることだ。スマートフォンを分割で買っている、借りているが正しいのかもしれないが、そういう方が多く、自己破産の処理をすると、スマートフォンを返さなければならなくなり、ここで先に進まないこともある。

これを踏まえ、どこまで行政として手を入れるかというところは悩みどころではある。1つは、DV避難で本当に行く先がない人にシェルターをという事例で、シェルターの多くはスマートフォンで位置追跡されることを避けるために、スマートフォンを使えないところが多い。しかし、スマートフォンは手放せない、アクセスしていないと精神的にもバランスがとれないという人が増えてしまったので、スマートフォンが使えないぐらいならいいです、という方もそれなりの人数いる。スマートフォンの問題と施設の問題をどうするか、というところも、法的に解決が難しい分野はある。法的にはこうすればこんな先があるということを示すことはできるが、それを選択できるかという部分の前の段階の問題がある。

シェルターで使えるようにしても集団生活なので、何か問題があったときどうするかとなると、そこを超えて何かができるほどのリソースがないと思う。そのような

出口が見えない問題をやはり抱えていると思う。

○小川会長

本当に出口が見えない状況である。これはまさに複合困難であり、マイナスからの出発というところで、社会としてどういうことができるのか考えざるを得ない。

やはり本当に基礎的なところから、学校教育であったり、企業における研修であったり、そういうところで人権意識というものを高めていき、なるべく早くに相談できる。しかも、なるべく早くサインをキャッチして、周りの人も声をかける、本人も相談しやすくなるという社会を築いていく以外に出口がないんだなということを強く実感した。

千葉市はこども若者条例をつくっているが、その観点からできることはあるか。

△宇野こども家庭支援課長

こども若者条例の所管ではないが話したい。

鈴木委員がおっしゃったDVの関係の話では、こども家庭支援課でDV支援の対応をしている。

相談を受けて、避難した方がいいと相談者を説得するという場面が多くあるが、おっしゃるように携帯は大きなポイントだ。スマートフォンが使えないという点、抵抗を受ける方は多い。施設側としては、場所の秘匿性、入居してる方の安全性という点でそこは譲れないということで、大きな問題であると思う。

自己破産の話もあったが、シェルター等に入って、その後どうするかという時に、家もという話になるが、スマートフォンのない状態で1人で見つけることは難しい。行政としても手助けをしながらということになるが、会長からマイナスからのスタートという言葉があった通り、難しい面がある。

○川島委員

小川会長から防災の男女共同参画が大切という言葉があった。資料1の28ページ事業No.26101「女性の視点を取り入れた防災体制の確立」について「男女共同参画の視点を取り入れる部会」を開催しなかったということで評価が傍線になってる。私の所属する助産師会で防災対策課に言い続けたがなかなか取り入れてもらえなかったことがあった。この事業の担当は危機管理課なのか。これを強調していただきたいと思う。

なぜなら、特に妊婦は、通常とは身体状況が違う中で、被災時に妊娠していることを言い出せないことがある。29ページの事業No.26105に「防災備蓄品（生理用品）の整備を行う」と記載がある。それも大事だが、妊婦や産後、お産になる方もいるので、まず「男女共同参画の視点を取り入れる部会」をしっかり持っていたいただかなければな

らない。ぜひここは強調して取り組んでいただきたいと思う。

△山下男女共同参画課長

「男女共同参画の視点を取り入れる部会」の所管は危機管理課である。この部会を開催する一番の目的は、地域防災計画の修正や見直しをする際に、女性の視点を取り入れるという観点で開催するものである。

令和6年度は地域防災計画の修正を行っていないので、残念ながら開催する機会がなかった。修正を行う際は必ず開催されるということなので、しっかり開催するように、男女共同参画課から話をしていきたい。

(5)【議題2】第3次千葉市DV防止・被害者支援基本計画の進捗状況

△宇野子ども家庭支援課長 <事務局説明>

○小川会長

非常に包括的な取組みとして、きめ細かくされていると感じた。また、様々な課が連携していく中で、良い形で体制を作っている。

○川島委員

資料2-2の基本目標Iの施策の方向性1(1)DV・暴力に関する正しい理解の普及促進の取組内容のリーフレットの配布について、私が男女共同参画審議会の委員になってから、リーフレットの内容にデートDVだけでなく人権を入れてほしいとお願いし、使い勝手がよくなった。

私が中学校に伺うときには、講座の中に入れ込んで、中身をもう一度見てくださいと話をしている。すでに配布されている学校はよいが、そうではないところもある。このリーフレットはいつ配布するようになっているのか。

△宇野子ども家庭支援課長

毎年夏休み明けである。

○川島委員

生徒への講話の後に、先生方との協議・反省会を行う際に、私から「これはこういう意味で」と説明するが、それがあって初めて、「そういうことだったんですね」と出てくる。したがって、先生方には、もう一步、何かお伝えできる機会があるとよいと思う。

資料 2-2 の基本目標 I の施策の方向性 1 (1) DV・暴力に関する正しい理解の普及促進の令和 6 年度自己評価が「×」となっているが、評価の仕方を考えたほうがよいと思う。教員向けは難しいのだろうか。今後、次年度を見ればよいのかと考えている。

もう一つ、相談事業をやりながら、デート DV 限ったことではなく、いわゆる暴力がわかっていないことがあるので、暴力をどんどん教え、伝えていかないといけない。成人に向けても同じだと思う。

○小川会長

資料 2-2 の基本目標 I の施策の方向性 1 (1) DV・暴力に関する正しい理解の普及促進の実施内容「時間確保等が難しく、実践にはつながらなかった」というのは、先ほどの宇野こども支援課長による事務局説明内にあった「教員向けの研修会で、各学校でデート DV 予防プログラムを活用してほしいと周知をしたが、時間確保等が難しく実際には繋がらなかったため自己評価は×とした」と同じ件のことか。

△宇野こども支援課長

その通りである。

○小川会長

それ以外に、外部講師を呼んだり、民間団体と連携したり、学校独自の取り組みとしてやっているということか。

△宇野こども支援課長

その通りである。

○小川会長

その場合、川島委員が先ほどご指摘になられたように、校長先生の意識によって、学校ごとの取り組みに差が出てしまうことは、仕方がないのだろうか。

教育委員会の方で、もう少し何かできることがあるのか。小幡委員に意見を伺いたい。

○小幡委員

小学校の教員であるので、実際に講師を呼んで指導したことがないので、詳細や中身は把握していない。

デート DV の予防が大切であることは間違いない。しかし、その一歩手前のトラブルが学校現場の中で非常に多い。例えば、動画投稿サイトに勝手に自分だけでなく違う子のことを投稿すること、SNS のグループ内での悪口やいじめ、SNS で課金や詐

欺に遭うこと、知らない人に会うこと、このようなトラブルが学校の中で非常に多く、こちらの指導がメインになってしまう。だから軽視しているわけではないが、このようなことが自分のクラスの中で何件も起きるようなこともある。学校の状況によっても異なるが、これに手が取られることもあると思う。

デート DV もさっき申し上げたような知らない人と出会ってそこで、ということもあると思う。これと絡めた教材になると、こちらとしても本当に遠い話ではないとか、今起きていることがこう繋がるんだと、より指導しやすく、現実味を持ちやすいと思う。そうすると、教員がただ配布するだけではなく、きちんと指導してというところに繋がるのではないか。

○小川会長

おっしゃるとおりだと思う。

以前、インターネットの使い方の冊子を男女共同参画課で作成していなかっただろうか。もう使われていないのか。

△山下男女共同参画課長

インターネット上の人権というのは、大きな課題になっており、男女共同参画課としても毎年幅広いテーマで冊子を作り配布する必要がある。

毎年配布することはできないが、昨年度、インターネットと人権という小冊子を作り配布をしている。

△宇野子ども家庭支援課長

ご議論いただいたとおり、デート DV の冊子を配布する際に、先生に言葉を添えて配っていただくという取り組みを実施している。しかし、それを伝える先生の理解の違いが、場合によっては子どもの理解の違いに繋がることもある。

したがって、先生への周知、啓発、研修について今後検討したい。

○木村委員

デート DV は、人権の問題だと考える。根本的に、多様性を認めるなどについては伝える負担が大きいのではないかと。教えるということは、自分自身のことと対峙しなければならない。本当の意味での教育は、「自分はどうか」「先生自身はどうか」という深い話になってしまう。ここが大事になってくるので、短時間でこれを自己理解して子どもたちに伝えることは難しいのではないかと。

先ほどの研修も、形を変えた様々な研修が必要なのではないかと。川島委員がセクシュアリティについて仰っていたが、デート DV はここにも繋がっており、すべてのこと、いろいろな社会的な課題になるのではないかと考えている。

したがって、資料 2-2 の基本目標 I の施策の方向性 1 (1) DV・暴力に関する正しい理解の普及促進の実施内容「時間確保等が難しく、実践にはつながらなかった」という内容は残念で、取り組んでもらいたいという気持ちもある。しかし、理解はできる。やりたい、取り組んでみたいと思えるようなストーリーや仕掛けが必要なのではないか。

また、相談業務の中で、私が所属している団体は女性と子どもの支援をしているが、相談の予約を行政に入れる際に、1月の頭に電話をしたが、取れた予約は1月末だった。これだと間に合わない。すごく混み合っているが、当事者は非常に困っている。難しいと思うが、せめて1週間や2週間で予約を取ることのできる枠があると嬉しい。

△宇野こども家庭支援課長

相談の予約が難しいのはその通りだ。また、その間に何かあれば大変なことになる。各区役所にDV等の相談を受ける職員がおり、各区に1人または2人いるが1人のところが多い。休みの日がないシフトにしているが、1人で対応して、対応に時間がかかると、1日1人2人しかできないこともある。

増やすことは難しいが、相談を受ける方が困らない体制づくりをしていきたい。

○鈴木委員

法律相談を受けていると、DVをどの概念として捉えているかに差がある。特に、成人してしまった後の男性と女性で基準が非常に違う。例えば女性だと、お金をもらえない、生活費を渡されない、無視されるなどが精神的、経済的に困窮して、DVの 이슈と考えられる。しかし、相手方の男性は、「自分はそんなことや暴力は一切振るっていません」という回答が返ってくる。生活費は渡しており、やりくりすればいいんじゃないか、必要最低限の話はしてるということになる。このような意識の違い、どこまで相手のことを考えられるかを、どこまでできるかわからないが、教育現場で行うことが必要である。

さらに、若いときからの男女の付き合い方で、尽くす方に役割固定化してしまうと、やることが当たり前になり、気づかないうちにひずみが溜まり、精神疾患等になり初めておかしい状況に置かれてたと気づく人もいる。

宇野こども家庭支援課長の話に相談枠や、相談シートを作るのが大変という話があったが、例えば相談後に法律相談に来る際など、まとまったものがあると話が早い。法律相談は30分間無料だが、その後有料になるので、最初の30分でどれだけ話ができるかが重要だ。例えば項目を見直して、ここは最低限必要、ここはチェックシートなどでなど、似た部分もあると思うので、書いて埋めることが大変という形にしない見直しなど、固有の部分なしにして、行った先それぞれで固有の部分を書き出す。最初

に受けた部門の負担が多いと、最初の枠が動かないということになる。1人がついて回ると、その日の相談は次の人が入れられないとなってしまう。

なるべく最初は、基本情報と、その人をどこに案内したらいいか、フローチャートで示せるというようにまわしていくと考えなければ、来るかわからない相談者に人を何十人も張りつけることは、予算的にできないと思うので、このようなことが必要だ。

また、ファーストコンタクトを行政にする際に、どこにすればいいのかわからない、特に初めて困っていく人に、わからないことも多いのではないか。今はインターネットやホームページ、ある程度以下の年齢の人はインスタグラムなどで、どこにファーストアクセスすればというものがあれば、困ったときにアクセスできるのではないか。

△宇野こども家庭支援課長

DV の概念に男女の違いがあるということは、加害側の男性と被害を受けることが多い女性だと、大いに印象は違うと思う。現状、被害者支援という観点で DV 支援をしており、加害者の方にアプローチはできてないが、今後の流れを見ながら考えていきたい。

相談シートを負担のない形でという点はおっしゃる通りであるので、検討していきたい。

相談のファーストコンタクトをどこにしていくかについて、DV 支援に関しては配偶者暴力相談支援センターが窓口であると PR をしている。これは電話相談だが、ここから各区に繋いでいく形としている。しかし、各区の情報を出すと、加害者の目に触れることもあるので、DV 相談カードを作り、各施設の女性用のトイレに置いておくという取り組みをしている。相談窓口があるということを伝えていかなければいけない。困ったときにすぐあそこに相談行けばという状況になるのが好ましいが、そこは大きな課題として考えている。

○小川会長

地域によっては、コンビニのトイレに掲示しているところもあり、すごくいい周知の仕方だと思った。男女共同参画センターや市役所に限られていると、目に触れる機会が限られてしまうのでこの取組みは、素晴らしいと感じた。

緊急時、深夜や休日の対応について伺いたい。

△宇野こども家庭支援課長

現状、深夜・休日に関しては、警察と千葉県の女性サポートセンターの方に任せている状態である。千葉市の相談員は 9 時から 17 時で相談を受け付けている。

○田中委員

資料 2-1 の 4 第 3 次計画のポイントの 3「デート DV」という言葉も内容も知っている高校生の割合が、目標値の半分以下のため、高校生に周知する必要がある。

周知は、学校や行政のアプローチだけでは難しいので、高校生の親や家族の意識を変えていかなければならない。家族や親が知識を持っていれば、それが意識に繋がり、態度と行動へと繋がると思う。特に DV は意識されないと防止には繋がらない。

私の周囲でも、身体的暴力、殴る蹴るだけが DV と思っている方は結構多い。出かけるときに夫に制約され、「この時間は駄目」「行ってはいけない」という話を聞く。精神的な暴力や社会的な暴力、経済的なものを含めて DV であるということ、高校生の親の年代やその上の年代と家族に周知して、行政と家族との両輪でいかなければならない。大人の世代への意識の高め方という政策も必要ではないか。

△宇野こども家庭支援課長

おっしゃる通りだ。

今は、被害を受けてる方やデート DV など対象を特定している。広く周知できるような方法等も今後検討したい。

○小川会長

それぞれの現場の活動で感じていること、抱えている課題を共有していただきありがたかった。

課題は繋がっており、究極的には、人権や多様性をどう伝えていくか、どう守っていくことができるかという課題に突き当たると感じた。

引き続き、それぞれの現場で経験の蓄積をして、課題をできるだけ共有し、行政とも連携をして、多くのアイデアで良い施策になるようにしていきたい。

進行を事務局にお返ししたい。

△平林男女共同参画課長補佐

次回の審議会は 6 月を予定しており、改めて事務局から連絡する。

最後に 1 点、連絡がある。第 1 回、第 2 回の会議で審議いただいた、困難女性支援法の施行を受けた第 5 次千葉市男女共同参画ハーモニープランの改定案について、改定案では、新たな指標として、困難女性支援事業における新規相談者数を掲げ、その目標値を令和 9 年度に 500 人と設定した。この目標値は、現在実施している千葉市女性のためのつながりサポート事業において、昨年度の新規相談者数が 432 人であったことを根拠としている。

しかし、今年度の新規相談者数は、11 月末時点で 423 人となり、年間では 500 人を超える見込みとなっている。そのため、目標値は 500 人より高い数字となることを

検討している。

以上をもって、令和7年度第3回千葉市男女共同参画審議会を閉会する。